

## 平成六年自治省令第十七号

地方財政法第三十三条第二項第一号及び第二号の額の算定に関する省令  
地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条第二項第一号及び第二号の規定に基づき、  
地方財政法第三十三条第二項第一号及び第二号の額の算定に関する省令を次のように定める。

（法第三十三条第二項第一号の額の算定方法）

**第一条** 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号。以下「法」という。）第三十三条第二項第一号に規定する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第三条の四の規定の適用がないものとした場合における地方公共団体の平成六年度及び平成七年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額から当該地方公共団体の当該各年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額は、次表に掲げる地方公共団体の種類及び年度ごとにそれぞれ同表の算定方法の欄に定める方法によつて算定した額とする。

府都 県道	度六平一 年成	類の團公地 種体共方
		度六平一 年成
8 — 10 又はC× A+B×	10 B× — 12 I C× A+B×	8 I C× — 10 10 — 12

次の算式により算定した額とする。 算式

算定方法

に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

算式の符号  
A 平成6年度の市町村税の課税状況等に関する調査（地方自治法等の規定に基く地方公共団体の報告に関する総理府令（昭和28年総理府令第32号）に基づき調製された市

村市 町	度六平一 年成	度七平二 年成
10 — 12 又はC× A+B×	2 — 10 又はC× A+B×	2 B× — 12 I C× A+B×

に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

算式の符号  
前号の算式の符号B及びCに同じ。

町村税の課税状況等に関する調をいう。以下「市町村税課税状況調」という。) 第61表(平成6年度特別減税に関する調)の表側「普通徴収」のうち「道府県民税分」、表頭「特別減税額」欄に係る当該都道府県内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)ごとの額の合計額B、平成6年度の市町村税課税状況調第61表の表側「特別徴収」のうち「道府県民税分」、表頭「特別減税の対象となる所得割額」欄に係る当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額C、平成6年度の市町村税課税状況調第61表の表側「特別徴収」のうち「道府県民税分」、表頭「特別減税後の所得割額」欄に係る当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額B×、表の算式により算定した額とする。 算式

度平二 年成 B × 2 I C × <hr/> 10		度平二 年成 B × 2 B × <hr/> 12		又は 8 I C × <hr/> 10		10 B × <hr/> 12		8 I C × <hr/> 10	
に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。									
A 平成6年度の市町村税課税状況調第6-1表の表側「普通徴収」のうち「市町村民税」 分、「表頭「特別減税額」欄に係る当該市町村の額	B 平成6年度の市町村税課税状況調第6-1表の表側「特別徴収」のうち「市町村民税」 分、「表頭「特別減税の対象となる所得割額」欄に係る当該市町村の額	C 平成6年度の市町村税課税状況調第6-1表の表側「特別徴収」のうち「市町村民税」 分、「表頭「特別減税後の所得割額」に係る当該市町村の額	算式の符号 次の算式により算定した額とする。	算式の符号 次の算式により算定した額とする。	算式の符号 前号の算式の符号B及びCに同じ。	(法第三十三条第二項第二号の額の算定方法) 法第三十三条第二項第二号に規定する消費譲与税の減少額として自治省令で定めるところ により算定した額は、次の表に掲げる地方公共団体の種類及び年度ごとにそれぞれ同表の算定方 法の欄に定める方法によって算定した額とする。	又は C × <hr/> 10	2 I C × <hr/> 12	8 I C × <hr/> 10

府都 県道	類の團 公共 地方	度六平 一年成 B 算式	度平二 年成 A 算式	算定方法
$\frac{C \times \alpha}{\sum C}$ ×4, 704, 545千円	又は C × <hr/> 10	2 I C × <hr/> 12	8 I C × <hr/> 10	に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

<p>× 4, 7 0 4, 5 4 5 千円に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</p> <p>× 1, 5 6 8, 1 8 1 千円若しくは</p>	$\frac{C \times \alpha}{\Sigma C}$	$\frac{B}{A}$	$\frac{C \times \alpha}{\Sigma C}$	$\frac{B}{A}$
に小数点以下1位未満の端数があるときは 若しくは				

度 年 二 年 平 成 七	度 年 二 年 平 成 七	度 年 二 年 平 成 七
$\frac{B}{A}$	$\frac{B}{A}$	$\frac{B}{A}$

村市 町	度六平一 年成算式	$C \times \alpha$
$\begin{array}{r} C \\ \hline \Sigma C \end{array}$ 若しくは	$\begin{array}{r} B \\ \times 2, \\ 6 \\ 1 \\ 3, \\ \hline A \end{array}$ $\begin{array}{r} C \\ \times 2, \\ 6 \\ 1 \\ 3, \\ \hline \Sigma C \end{array}$ 636千円	$\begin{array}{r} B \\ \times 2, \\ 6 \\ 1 \\ 3, \\ \hline A \end{array}$ $\begin{array}{r} C \times \alpha \\ \hline \Sigma C \end{array}$

×1, 022, 727千円に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

×2, 613, 636千円若しくは

に小数点以下1位未満の端数があるときは又は

算式の符号  
前号の算式の符号A、B、C、 $\alpha$ 及び $\boxtimes$ に同じ。

次の算式により算定した額とする。

度七平二 年成算式	$C \times \alpha$
$\begin{array}{r} C \\ \hline \Sigma C \end{array}$ $\begin{array}{r} B \\ \times 5 \\ 6 \\ 8, \\ 1 \\ 8 \\ 1 \\ \hline A \end{array}$ $\begin{array}{r} C \\ \times 5 \\ 6 \\ 8, \\ 1 \\ 8 \\ 1 \\ \hline C \end{array}$ 千円十 Cの全国総数	$\begin{array}{r} C \\ \hline \Sigma C \end{array}$ $\begin{array}{r} B \\ \times 2, \\ 6 \\ 1 \\ 3, \\ 6 \\ 3 \\ 6 \\ \hline A \end{array}$ $\begin{array}{r} C \times \alpha \\ \hline \Sigma C \end{array}$

×2, 613, 636千円若しくは

×2, 613, 636千円に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

×2, 613, 636千円若しくは

算式の符号  
国勢調査令によって調査した平成2年10月1日現在における人口の全国総数  
事業所統計調査規則によって調査した平成3年7月1日現在における当該市町村の  
従業者数（ただし、長崎県島原市及び南高来郡深江町の従業者数については、事業所統  
計規則によつて調査した昭和61年7月1日現在における各市町の従業者数から同令によ  
つて調査した同日現在における当該市町の区域内において国又は長崎県の事業所に従  
事する従業者数を控除した従業者数に同令によつて調査した平成3年7月1日現在にお  
ける当該市町の区域内において国又は長崎県の事業所に従事する従業者数を加えた従業  
者数とする。）

次の算式により算定した額とする。

2 1	この省令は、平成六年四月一日から施行する。	× 5 6 8, 1 8 1 千円に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。	に小数点以下1位未満の端数があるとき又は 若しくは
第三条	前二条に規定する当該地方公共団体の当該各年度の額の合算額が負数となるときは、当該合算額は、零とする。	C ———— $\Sigma C$	B ———— $\Sigma C$
附 則	(合算額の特例) 前号の算式の符号 A、B、C 及び M C に同じ。	× 5 6 8, 1 8 1 千円若しくは	C ———— $\Sigma C$